

ID: 349

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	料金の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	平成8年条例第28号		
【根拠条文】 (料金の返還) 第9条 既納の料金は返還しない。ただし、定期券に係る料金については、市長が災害その他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日